

秋田県指定介護予防防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十一号

秋田県指定介護予防防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定介護予防防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第十三章 略</p> <p>第十四章 雑則（第八十四条）</p> <p>附則</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第三十六条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成十年政令第百四十二号。以下「令」という。）第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十三章 略</p> <p>第十四章 雑則</p> <p>附則</p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第三十六条の二 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護事業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三十六条の三 略

2 略

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

4 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

(揭示)

第三十六条の四 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、

(衛生管理等)

第三十六条の三 略

2 略

(揭示)

第三十六条の四 略

かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(市町村等との協力等)
第三十六条の八 略

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第四十二条 第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九から第四十条までの規定は、条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の四第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第三十四条の十、第三十六条の二、第三十六条の三第一項並びに第三項第一号及び第三号並びに第三十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する看護師又は准看護師及び介護職員」と、第三十四条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十五条第一項中「法定代理受領サービス(以下単に「法定代理受領サービス」という。)に該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあり、及び第三十五条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十五条第二項中「条例第二十八条第一項及び前項」

(市町村等との協力)
第三十六条の八 略

(準用)

第四十二条 第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九から第四十条までの規定は、条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の四及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第三十八条において準用する条例」と、第三十四条の十、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第三十六条の四
中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する看護師又は准看護師及び介護職員」と、第三十四条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十五条第一項中「法定代理受領サービス(以下単に「法定代理受領サービス」という。)に該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあり、及び第三十五条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十五条第二項中「条例第二十八条第一項及び前項」

とあるのは「前項」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二」とあるのは「第三十八条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第二十九条及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第四十二条において準用する第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護に」と、第三十八条第一号中「第三十四条の十一第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十四条の十一第二項」と、同条第二号中「第三十五条の三」とあるのは「第四十二条において準用する第三十五条の三」と、同条第三号中「第三十六条の七第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十六条の七第二項」と、同条第四号中「第三十六条の九第一項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十六条の九第一項」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第四十六条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供することができるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならぬ。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な

とあるのは「前項」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二」とあるのは「第三十八条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第二十九条及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第四十二条において準用する第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に」とあるのは「条例第三十五条第一項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護に」と、第三十八条第一号中「第三十四条の十一第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十四条の十一第二項」と、同条第二号中「第三十五条の三」とあるのは「第四十二条において準用する第三十五条の三」と、同条第三号中「第三十六条の七第二項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十六条の七第二項」と、同条第四号中「第三十六条の九第一項」とあるのは「第四十二条において準用する第三十六条の九第一項」と読み替えるものとする。

範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四十八条 第三十四条の二、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで、第三十五条の二から第三十六条まで及び第三十六条の三から第三十七条までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十四条の十、第三十六条の三第一項並びに第三項第一号及び第三号並びに第三十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四十三条から第四十七条まで並びに第四十八条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二から第三十二条の二までの規定並びに第四十四条から第四十七条まで、第四十八条において準用する第三十四条の二、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条及び第三十六条の三から第三十七条まで並びに第四十九条から第五十一条まで（第五十条第五項を除く。）」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第四十六各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第四十八条 第三十四条の二、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで及び第三十五条の二から第三十六条までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第四十八条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十四条の十、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第三十六条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四十三条から第四十七条まで並びに第四十八条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二及び第三十二条の二の規定並びに第四十四条から第四十七条まで、第四十八条において準用する第三十四条の二、第三十四条の四から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条及び次条から第三十七条まで並びに第四十九条から第五十一条まで（第五十条第五項を除く。）」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第三十六条の四中「第三十一条各号」とあるのは「第四十六各号」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十四条 第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで、第四十五条及び第四十六条の二の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十四条の十、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六項並びに第三項第一号及び第三号並びに第三十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第四十六条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第五十四条から第五十六条まで、第五十七条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二から第三十二条の二まで並びに第五十八条の規定並びに第五十二条、第五十三条、第五十四条において準用する第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで及び第四十五条、第四十六条の二、第五十五条並びに第五十六条」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備一と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第五十五条各号」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な提供の方針等)

(準用)

第五十四条 第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで、第三十五条の二から第三十六条の四まで、第三十六条の六から第三十七条まで及び第四十五条、第四十六条の二の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十四条の十、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十六項及び第三十六項の四、第三十六項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第四十六条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第五十四条から第五十六条まで、第五十七条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二及び第三十二条並びに第五十八条の規定並びに第五十二条、第五十三条、第五十四条において準用する第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の八から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条、次条から第三十六条の四まで、第三十六条の六から第三十七条まで及び第四十五条、第四十六条の二、第五十五条並びに第五十六条」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備一と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第五十五条各号」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的な提供の方針等)

第五十六条 略

2 リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

3 略

9 第一項から第七項までの規定は、前項の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(準用)

第六十条 第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の十、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで、第四十五条及び第四十六条の二の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十四条の十、第三十六条の三第一項並びに第三項第一号及び第三号並びに第三十六条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第四十六条の二中「看護師等」とあるのは「条例第六十条第一項に規定する従業者」と、第三十四条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第六十二条から第六十四条まで、第六十五条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二から第三十二条の二まで並びに第六十六条の規定並びに第五十八条、第五十九条、第六十条において準用する第三十四条の二から第三十四条

第五十六条 略

2 略

8 第一項から第六項までの規定は、前項の介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

(準用)

第六十条 第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の十、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条の四まで及び第四十五条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第六十五条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第三十四条の十、第三十六条の二、第三十六条の三第一項及び第三十六条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「条例第六十条第一項に規定する従業者」と、第三十四条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第六十二条から第六十四条まで、第六十五条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二及び第三十二条並びに第六十六条の規定並びに第五十八条、第五十九条、第六十条において準用する第三十四条の二から第三十四条

の六まで、第三十四条の十、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の三、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで及び第四十五条、第四十六条の二、第六十一条並びに第六十二条」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第六十三条各号」と読み替えるものとする。

2 薬剤師 第六十二条 略

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な提供の方針）
の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一～三 略

四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認められる場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

七 略

3 条例第五十九条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによら

の六まで、第三十四条の十、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、次条から第三十六条の四まで、第三十六条の六から第三十七条まで及び第四十五条、第六十一条並びに第六十二条」と、第三十六条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と、第三十六条の四 中「第三十一条各号」とあるのは「第六十三条各号」と読み替えるものとする。

2 薬剤師、条例第五十九条に規定する歯科衛生士又は管理栄養士 第六十二条 略

（指定介護予防居宅療養管理指導の具体的な提供の方針）
の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによらなければならない。

一～三 略

四 略

なければならない。

一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の確かな把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

(勤務体制の確保等)

第七十九条の二 略

2 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動

(勤務体制の確保等)

第七十九条の二 略

2 略

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(衛生管理等)

第八十条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(準用)

第八十二条 第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の九、第三十四条の十一、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで及び第四十五条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーシ

(衛生管理等)

第八十条 略

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。

(準用)

第八十二条 第三十四条の二から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の九、第三十四条の十一、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで及び第四十五条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーシ

ヨンの事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の九第一項及び第七十八条の二第二項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第八十六条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第七十九条の二第一項に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第八十七条 略

25 略

6 第二項第二号の生活相談員のうち一人以上は常勤とし、及び同項第三号の看護職員又は介護職員のうち一人以上は常勤としなければならぬ。ただし、利用定員が二十人未満である条例第九十三条第二項に規定する併設事業所の場合にあつては、生活相談員、看護職員及び介護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第二項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じた必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(条例第九十三条第二項に規定する併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する同項に規定する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

8 略

(設備及び備品)

第八十八条 条例第九十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

ヨンの事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の九第一項及び第七十八条の二第二項中「条例」とあるのは「条例第八十八条において準用する条例」と、第三十四条の六中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第三十六条の四 中「第三十一条各号」とあるのは「第八十六条各号」と、同条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第七十九条の二第一項に規定する介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者)

第八十七条 略

25 略

6 第二項第二号の生活相談員並びに同項第三号の看護職員及び介護職員のそれぞれのうち一人は、常勤でなければならぬ。ただし、利用定員が二十人未満である条例第九十三条第二項に規定する併設事業所の場合にあつては、この限りでない。

7 略

(設備及び備品)

第八十八条 条例第九十四条第一項ただし書の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第百二条において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第百二条において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2
2
6
略

(衛生管理等)

第九十一条の二 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長と相談の上、条例第百二条において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第百二条において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2
2
6
略

(衛生管理等)

第九十一条の二 略

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

行うことができるものとする。

(準用)

第九十四条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)及び第七十九条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第九十五条から第一百一条まで並びに第二条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二から第三十二条の二まで及び第八十六条の三の規定並びに第八十九条から第九十三条まで、第九十四条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)及び第七十九条の二並びに第九十五条から第一百一条まで(第九十六条第二項を除く。)」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第九十九条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)」とあり、並びに同条第二項から第四項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(設備及び備品)

第百三条 条例第百六条第一項ただし書の規則で定める要件は、次

(準用)

第九十四条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで
及び第七十九条の二の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第九十五条から第一百一条まで並びに第二条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二、第三十二条 及び第八十六条の三の規定並びに第八十九条から第九十三条まで、第九十四条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで 及び第七十九条の二並びに第九十五条から第一百一条まで(第九十六条第二項を除く。)」と、第三十六条の四 中「第三十一条各号」とあるのは「第九十九条各号」と、同条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第百二条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(設備及び備品)

第百三条 条例第百六条第一項ただし書の規則で定める要件は、次

の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 条例第六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第一百十条第二項において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する計画に条例第一百八条第三号に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第一百十条第二項において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2・3 略

4 条例第六十六条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第一百五十五条に規定するユニット（以下この節において単に「ユニット」という。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第一百五十五条に規定する共同生活室（以下この節において単に「共同生活室」という。）に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの条例第一百八条第三号に規定する利用定員（以下この条において単に「利用

の各号のいずれかに該当することとする。

一 略

二 居室等を二階又は地階に設ける場合には、次に掲げる要件に適合すること。

(一) 条例第六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下単に「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第一百十条第二項において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する計画に条例第一百八条第三号に規定する利用者（以下この条において単に「利用者」という。）の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

(二) 条例第一百十条第二項において準用する条例第八十六条の三第一項に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

(三) 略

2・3 略

4 条例第六十六条第三項の規定による設備の設置は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。

一 条例第一百五十五条に規定するユニット（以下この節において単に「ユニット」という。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

(一) 居室 次に掲げる基準を満たすこと。

(1) 略

(2) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの条例第一百五十五条に規定する共同生活室（以下この節において単に「共同生活室」という。）に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの条例第一百八条第三号に規定する利用定員（以下この条において単に「利用

定員」という。)は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(3)・(4) 略

(二)～(四) 略

二 略

5 略

(勤務体制の確保等)

第二百五条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

定員」という。)は、おおむね十人以下とすること。

(3)・(4) 略

(5) ユニットに属さない居室を改修しユニットとする場合の居室を隔てる壁については、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えないこと。

(二)～(四) 略

二 略

5 略

(勤務体制の確保等)

第二百五条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第百六条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで、(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十七条、第八十九条、第九十条及び第九十一条の二から第九十三条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第七十七条から第九十九条まで、第一百十条第二項において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二から第三十一条の二まで、第八十六条の三、第九十五条、第九十七条、第九十八条及び第一百一条、第一百一条、第一百十二条並びに第一百十三条において準用する条例第一百三条の規定並びに第一百四条、第一百五十五条、第一百六条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十九条、第九十条及び第九十一条の二から第九十三条まで、第一百七条から第九十九条まで並びに第一百十条において準用する第九十五条、第九十六条第一項及び第九十九条から第一百一条まで」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第八八条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第八十七条第三項及び第五項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第三十六条の九第一項、第八十七条第一項及び第二項、第八十九条並びに第九十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第一百十条第二項において準用する条例」と、同条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百六条」と、同条

(準用)

第百六条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで、(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十七条、第八十九条、第九十条及び第九十一条の二から第九十三条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第七十七条から第九十九条まで、第一百十条第二項において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二、第三十一条、第八十六条の三、第九十五条、第九十七条、第九十八条及び第一百一条、第一百一条、第一百十二条並びに第一百十三条において準用する条例第一百三条の規定並びに第一百四条、第一百五十五条、第一百六条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十九条、第九十条及び第九十一条の二から第九十三条まで、第一百七条から第九十九条まで並びに第一百十条において準用する第九十五条、第九十六条第一項及び第九十九条から第一百一条まで」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第八八条各号」と、同条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第八十七条第三項及び第五項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者」と、第三十六条の九第一項、第八十七条第一項及び第二項、第八十九条並びに第九十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第一百十条第二項において準用する条例」と、同条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百六条」と、同条

第六号中「第九十六条第二項」とあるのは「第一百十条において準用する第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百十条の三 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第一百二条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第一百十三条の三において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二から第三十二条の二まで、第八十六条の三、第九十五条から第一百一条まで、第一百三十三条及び第一百四条の規定並びに第一百十条の三において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第一百二条まで(第九十六条第二項を除く。)」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第九十九条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第一百十条の二第一号に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)」とあり、並びに同条第二項から第四項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあり、並びに第九十一条の二第二項第一号及び第三号中

第六号中「第九十六条第二項」とあるのは「第一百十条において準用する第九十六条第二項」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百十条の三 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第一百二条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第一百十三条の三において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二、第三十二条」、第八十六条の三、第九十五条から第一百一条まで、第一百三十三条及び第一百四条の規定並びに第一百十条の三において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで、第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第一百二条まで(第九十六条第二項を除く。)

中「第三十一条各号」とあるのは「第九十九条各号」と、
「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第一百十条の二第一号に規定する共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項
中「介護予防通所リハビリテーション従業者」

「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第九十三条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第一百十条の三」と読み替えるものとする。

(準用)

第百十四条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第百二条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十五条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあり、及び第九十一条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第百十九条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二から第三十二条の二まで、第八十六条の三、第九十五条、第九十七条から第一百一条まで、第百三条及び第百四条の規定並びに第百十三条並びに第百十四条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第百二条まで(第九十六条第二項を除く。)」と、第三十六条の四第一項中「条例第三十一

とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第九十三条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第一百十条の三」と読み替えるものとする。

(準用)

第百十四条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第百二条までの規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十四条の十一第一項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十五条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあり、及び第九十一条第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第百十九条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三、第九十五条、第九十七条から第一百一条まで、第百三条及び第百四条の規定並びに第百十三条並びに第百十四条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第七十九条の二、第八十九条から第九十三条まで及び第九十五条から第百二条まで(第九十六条第二項を除く。))と、第三十六条の四 中「条例第三十一

条各号」とあるのは「条例第百十九条において準用する条例第十九条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、同条第二項から第四項までの規定中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあり、並びに第九十六条第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「条例第百十五条第一項に規定する従業者」と、第三十六条の九第一項、第八十九条及び第九十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第百十九条において準用する条例」と、第九十一条第二項中「条例第九十六条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第九十三条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百十条」と、第百条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで（第三十六条の八第二項を除く。）、第七十九条の二、第八十条、第八十九条、第九十条第二項及び第九十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第百二十三条から第百二十七条まで、第百二十八条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二から第三十二条の二まで、第八十六条の三及び第九十五条、第百二十九条並びに第百三十条の規定並びに第百十七条から第百十九条まで、第百二十条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の

条各号」とあるのは「条例第百十九条において準用する条例第十九条各号」と、同条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、同条第二項及び第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあり、並びに第九十六条第一項中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「条例第百十五条第一項に規定する従業者」と、第三十六条の九第一項、第八十九条及び第九十三条第一号中「条例」とあるのは「条例第百十九条において準用する条例」と、第九十一条第二項中「条例第九十六条第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第九十三条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百十条」と、第百条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(準用)

第百二十条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで（第三十六条の八第二項を除く。）、第七十九条の二、第八十条、第八十九条、第九十条第二項及び第九十二条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第百二十三条から第百二十七条まで、第百二十八条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三及び第九十五条、第百二十九条並びに第百三十条の規定並びに第百十七条から第百十九条まで、第百二十条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の

八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで（第三十六条の八第二項を除く。）、第七十九条の二、第八十条、第八十九条、第九十条第二項及び第九十二条並びに第二百二十一条から第二百二十七条まで（第二百二十二条第二項を除く。）と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第二百二十五条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、並びに同条第二項から第四項までの規定並びに第八十条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第百十五条第一項に規定する従業者」と、第三十六条の九第一項及び第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百二十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第百三十条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点か

八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで（第三十六条の八第二項を除く。）、第七十九条の二、第八十条、第八十九条、第九十条第二項及び第九十二条並びに第二百二十一条から第二百二十七条まで（第二百二十二条第二項を除く。）と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第二百二十五条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「条例第百十五条第一項に規定する従業者」と、第三十六条の九第一項及び第八十九条中「条例」とあるのは「条例第百二十八条において準用する条例」と読み替えるものとする。

（勤務体制の確保等）

第百三十条 略

2・3 略

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

ら、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならぬ。

(準用)

第三十一条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで、(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十条、第八十九条、第九十条第二項、第九十二条、第九十五条、第九十七条及び第九十九条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第三十三から第三十五条まで、第三十六条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二から第三十二条の二まで、第三十二条、第八十六条の三、第九十五条、第二百二十四条及び第二百二十七条、第二百三十七条、第二百三十八条並びに第二百三十九条において準用する条例第二百二十九条の規定並びに第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで、(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十条、第八十九条、第九十条第二項、第九十二条、第九十五条、第九十七条及び第九十九条、第二百三十二条から第二百三十四条まで並びに第二百三十五条において準用する第二百二十一条から第二百二十四条まで、(第二百二十二条第二項を除く。)」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第

(準用)

第三十一条 第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで、(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十条、第八十九条、第九十条第二項、第九十二条、第九十五条、第九十七条及び第九十九条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第三十三から第三十五条まで、第三十六条において準用する条例第二十七条の三、第二十七条の四、第三十一条の二、第三十二条、第八十六条の三、第九十五条、第二百二十四条及び第二百二十七条、第二百三十七条、第二百三十八条並びに第二百三十九条において準用する条例第二百二十九条の規定並びに第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条において準用する第三十四条の三から第三十四条の六まで、第三十四条の八、第三十四条の十一、第三十五条の二、前条、第三十六条の四、第三十六条の六から第三十七条まで、(第三十六条の八第二項を除く。)、第八十条、第八十九条、第九十条第二項、第九十二条、第九十五条、第九十七条及び第九十九条、第二百三十二条から第二百三十四条まで並びに第二百三十五条において準用する第二百二十一条から第二百二十四条まで、(第二百二十二条第二項を除く。)」と、第三十六条の四 中「第三十一条各号」とあるのは「第

百三十四条各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第八十条第二項第一号及び第三号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第三十六条の九第一項、第八十九条及び第九十一条第一号中「条例」とあるのは「条例第百三十六条において準用する条例」と、第百十五条中「条例第百三十一条第一項の」とあるのは「条例第百三十六条において準用する条例第百三十一条第一項の」と、第百十九号第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百三十一条」と読み替えるものとする。

(設備)

第百三十七条 条例第百四十三条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 三 略

2 5 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第百四十二条の二 略

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(勤務体制の確保等)

第百四十三条 略

2 3 略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、令第三条第一項に

百三十四条各号」と、「介護予防訪問入浴介護従業者

」とあるのは「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者」と、第三十六条の九第一項、第八十九条及び第九十一条第一号中「条例」とあるのは「条例第百三十六条において準用する条例」と、第百十五条中「条例第百三十一条第一項の」とあるのは「条例第百三十六条において準用する条例第百三十一条第一項の」と、第百十九号第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第百三十一条」と読み替えるものとする。

(設備)

第百三十七条 条例第百四十三条第二項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 三 略

2 5 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第百四十二条の二 略

(勤務体制の確保等)

第百四十三条 略

2 3 略

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならぬ。

規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第四百四十七条 第三十四条の四、第三十四条の五、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)及び第九十一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十七條から第五十条まで、第五十一条において準用する条例第二十九条、第三十一条の二から第三十二条の二まで及び第八十六条の三、第五十二条並びに第一百五十三条の規定並びに第三百二十八條、第三百二十九條、第四百一条から第四百六條まで、第四百四十七條において準用する第三十四條の四、第三十四條の五、第三十五條の二、前條、第三十六條の四から第三十七條まで(第三十六條の八第二項を除く。)及び第九十一条の二、第四百四十八條から第五十三條まで並びに第一百五十四條において準用する第九十九條」と、第三十六條の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第四百四十九條各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第九十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従

第四百四十七條 第三十四条の四、第三十四条の五、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七條まで

(準用)

及び第九十一条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十七條から第五十条まで、第五十一条において準用する条例第二十九条、第三十一条の二、第三十二条 及び第八十六条の三、第五十二条並びに第一百五十三条の規定並びに第三百二十八條、第三百二十九條、第四百一条から第四百六條まで、第四百四十七條において準用する第三十四條の四、第三十四條の五、第三十五條の二、前條、第三十六條の四から第三十七條まで 及び第九十一条の二、第四百四十八條から第五十三條まで並びに第一百五十四條において準用する第九十九條」と、第三十六條の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第四百四十九條各号」と、「介護予防訪問入浴介護従業者

業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十一条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十条 第三十四条の四、第三十四条の五、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第九十一条の二、第三十九条、第四百四十一条から第四百四十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条、第五百十二条及び第五百十三条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第百五十八条から第百六十条まで、第百六十一条において準用する条例第二十九条、第三十一条の二から第三十二条の二まで、第八十六条の三、第四百四十五条、第四百四十七条及び第四百四十八条並びに第百六十二条の規定並びに第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十条において準用する第三十四条の四、第三十四条の五、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第九十一条の二、第百三十九条、第四百四十一条から第四百四十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条、第五百十二条及び第百五十三条」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第百五十九各号」と、同項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第九十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の九第一項及び第四百四十二条第二項中「条例」とあるのは「条例第百六十一条において準用する条例」と、第四百四十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは

「とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第百五十一条において準用する条例」と読み替えるものとする。

(準用)

第百六十条 第三十四条の四、第三十四条の五、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第九十一条の二、第三十九条、第四百四十一条から第四百四十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条、第五百十二条及び第百五十三条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第百五十八条から第百六十条まで、第百六十一条において準用する条例第二十九条、第三十一条の二、第三十二条の二、第八十六条の三、第四百四十五条、第四百四十七条及び第四百四十八条並びに第百六十二条の規定並びに第百五十七条から第百五十九条まで並びに第百六十条において準用する第三十四条の四、第三十四条の五、第三十五条の二、前条、第三十六条の四から第三十七条まで(第三十六条の八第二項を除く。)、第九十一条の二、第百三十九条、第四百四十一条から第四百四十五条まで、第四百四十八条、第四百四十九条、第五百十二条及び第百五十三条」と、第三十六条の四第一項中「第三十一条各号」とあるのは「第百五十九各号」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第九十一条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第三十六条の九第一項及び第四百四十二条第二項中「条例」とあるのは「条例第百六十一条において準用する条例」と、第四百四十一条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは

「条例第五十四条第一項に規定する基本サービス（以下単に「基本サービス」という。）を」と、第四百四十三条第一項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第四百四十九条第二項第一号及び第二項中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

（従業者）

第六十一条 条例第六十五条第一項の規定による福祉用具専門

相談員（令 第四条

第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

（衛生管理等）

第六十六条 略

255 略

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専

「条例第五十四条第一項に規定する基本サービス（以下単に「基本サービス」という。）を」と、第四百四十三条第一項中「適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、同条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第三項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第四百四十九条第二項第一号及び第二項中「介護予防特定施設従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

（従業者）

第六十一条 条例第六十五条第一項の規定による福祉用具専門

相談員（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条

第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の配置は、その員数が、常勤換算方法で、二人以上となるように行わなければならない。

（衛生管理等）

第六十六条 略

255 略

門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

7 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（揭示及び目録の備付け）
第百六十七条 略

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 略

（準用）

第百六十九条 第三十四条の二から第三十四条の十一まで、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の五から第三十七条まで並びに第七十九条の二第一項、第二項及び第四項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例」と、第三十四条の三中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十四条の七第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十四条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第四項中「介護予防所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十四条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは

（揭示及び目録の備付け）
第百六十七条 略

2 略

（準用）

第百六十九条 第三十四条の二から第三十四条の十一まで、第三十五条の二から第三十六条まで、第三十六条の五から第三十七条まで並びに第七十九条の二第一項及び第二項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項及び第三十六条の九第一項中「条例」とあるのは「条例第七十一条において準用する条例」と、第三十四条の三中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十四条の七第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十四条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、及び同条第二項中「介護予防所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十四条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十四条の十一第一項中「提供日及び内容」とあるのは

「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十五条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第六十八條から第七十条まで、第七十一条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二から第三十二条の二まで及び第七十二条の規定並びに第六十三條から第六十八條まで、第六十九條において準用する第三十四条の二から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条まで」と、第七十九条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十四条 第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九から第三十四条の十一まで、第三十五条の二から第三十六条まで第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項、第二項及び第四項、第六十二条から第六十八条まで並びに第七十条から第七十二条までの規定は、条例第七十三条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の九第一項及び第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例」と、第三十四条の三中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十四条の七第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十四条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、並びに同

「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第三十五条の二中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第六十八條から第七十条まで、第七十一条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二及び第三十二条並びに 第七十二条の規定並びに第六十三條から第六十八條まで、第六十九條において準用する第三十四条の二から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項及び第二項並びに第七十条から第七十二条まで」と、第七十九条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十四条 第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九から第三十四条の十一まで、第三十五条の二から第三十六条まで第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項及び第二項、第六十二条から第六十八条まで並びに第七十条から第七十二条までの規定は、条例第七十三条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の九第一項及び第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例」と、第三十四条の三中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」、取り扱う福祉用具の種目」と、第三十四条の七第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十四条の十中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、及び同条

条第二項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十四条の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十五条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあり、及び第六十三條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「条例第七十三条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第七十四条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二から第三十二条の二まで、第六十九条、第七十条及び第七十二条の規定並びに第七十四条において準用する第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項、第二項及び第四項、第六十三條から第六十八條まで並びに第七十条から第七十二条まで」と、第七十九条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第六十二条中「条例第六十七条第一項」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例第六十七条第一項」と、第六十三條第二項中「条例第六十八條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第六十八條第一号中「第六十六条第四項」とあるのは「第七十四条において準用する第六十六条第四項」と、同条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第七十四条」と読み替えるものとする。

(準用)

第二項 中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十四条の十一第一項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第三十五条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあり、及び第六十三條第一項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「条例第七十三条第一項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第七十四条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二及び第三十二条の二、第六十九條、第七十条及び第七十二条の規定並びに第七十四条において準用する第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九から第三十四条の十一まで、第三十五条の二、前条、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項及び第二項、第六十三條から第六十八條まで並びに第七十条から第七十二条まで」と、第七十九条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第六十二条中「条例第六十七条第一項」とあるのは「条例第七十四条において準用する条例第六十七条第一項」と、第六十三條第二項中「条例第六十八條第一項及び前項」とあるのは「前項」と、第六十八條第一号中「第六十六条第四項」とあるのは「第七十四条において準用する第六十六条第四項」と、同条第二号から第五号までの規定中「次条」とあるのは「第七十四条」と読み替えるものとする。

(準用)

第八十条 第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九、第三十四条の十、第三十五条の三、第三十六条、第三十六条の三、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項、第二項及び第四項、第六十四条、第六十五条並びに第六十七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の九第一項及び第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例」と、第三十四条の三中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第三十四条の七第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十四条の十並びに第三十六条の三第一項並びに第三項第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第四項中「介護予防所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十四条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第七十九条、第八十条、第八十一条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二から第三十二条の二まで及び第六十九條並びに第八十二条の規定並びに第七十六条から第七十九条まで、第八十条において準用する第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九、第三十四条の十、前条、第三十六条の三、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項、第二項及び第四項、第六十四条、第六十五条並びに第六十七条並びに第八十一条から第八十三条まで」と、第七十九条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス

第八十条 第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九、第三十四条の十、第三十五条の三、第三十六条、第三十六条の三、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項及び第二項、第六十四条、第六十五条並びに第六十七条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第三十四条の二第一項、第三十六条の九第一項及び第六十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第八十一条において準用する条例」と、第三十四条の三中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第三十四条の七第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第三十四条の十及び第三十六条の三第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、第七十九条の二第一項中「指定介護予防所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防所リハビリテーション従業者」という。）」とあり、並びに同条第二項中「介護予防所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第三十四条の十中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十六条中「第二十七条の二から第二十九条まで及び第三十一条から第三十四条までの規定並びに第三十四条の二から前条まで及び次条から第四十条まで」とあるのは「第七十九条、第八十条、第八十一条において準用する条例第二十七条の二から第二十七条の四まで、第三十一条の二、第三十二条及び第六十九條並びに第八十二条の規定並びに第七十六条から第七十九条まで、第八十条において準用する第三十四条の二から第三十四条の七まで、第三十四条の九、第三十四条の十、前条、第三十六条の三、第三十六条の五から第三十七条まで、第七十九条の二第一項及び第二項、第六十四条、第六十五条並びに第六十七条並びに第八十一条から第八十三条まで」と、第七十九条の二第二項中「処遇」とあるのは「サービス

の利用」と、第六百六十四条第一項及び第六百六十五条（見出しを含む。）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四章 雑則

（電磁的記録等）

第八十四条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（条例第八十二条の第二項に規定する書面をいう。以下同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第三十四条の四第一項（第四十二条、第四十八条、第五十四条、第六十条、第八十二条、第九十条、第九十六条、第一百条の三、第一百四十四条、第一百二十条、第一百三十一条、第四百七十七条、第六十条、第六十九条、第七十条、第七十一条、第八十条）において準用する場合を含む。）及び第四百四十一条第一項（第六十条）において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る条例第八十二条の二第一項に規定する電磁的記録により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、条例第八十二条の二第二項に規定する交付等のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、同項に規定する電磁的方法によることができる。

附 則

1 ～ 24 略

25 （療養病床等を有する病院等に関する経過措置）
第三百三十六条の規定にかかわらず、条例附則第二十五項に規定

の利用」と、第六百六十四条第一項及び第六百六十五条（見出しを含む。）中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と読み替えるものとする。

附 則

1 ～ 24 略

25 （療養病床等を有する病院等に関する経過措置）
第三百三十六条の規定にかかわらず、条例附則第二十五項に規定

する療養病床等（以下単に「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

26 第三百三十七条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に便所を設けないことができる。

27 第二百五十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が当該医療機関併設型指

する療養病床等（以下単に「療養病床等」という。）を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

26 第三百三十七条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に便所を設けないことができる。

27 第二百五十五条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の配置は、その員数が当該医療機関併設型指

定介護予防特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

28 第五十六条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に便所及び食堂を設けないことができる。

定介護予防特定施設の実情に応じた適当数となるように行わなければならない。

28 第五十六条第二項の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に便所及び食堂を設けないことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規規則」という。）第三十六条の二第三項（新規規則第四十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（新規規則第四十二条、第四十八条、第五十四条、第六十条及び第八十条において準用する場合を含む。）、第七十九条の二第三項（新規規則第九十四条、第一百条の三、第一百四十四条及び第二百二十条において準用する場合を含む。）、第九十一条の二第二項（新規規則第六十六条、第一百条の三、第一百四十四条、第一百四十七条及び第六十条において準用する場合を含む。）、第一百五十四条第四項、第二百三十三条第四項（新規規則第六十条において準用する場合を含む。）及び第二百六十六条第六項（新規規則第七十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日以降、当分の間、新規規則第一百三十三条第四項第一号(2)の規定に基づき利用定員が十人を超える秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）第五十五条に規定するユニットを整備する同条例第六十六条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新規規則第八十七条第二項第三号及び第二百五条第二項の基準を満たすほか、同条例第六十六条第一項に規定するユ

ニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

4 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、この規則による改正前の秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則第百三条第四項第一号（一）(5)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。